

**茨城県土木部が発注するＩＣＴ活用促進工事  
「チャレンジいばらき（ＡＲ活用型）」の試行要領**

（目的）

第１条 この要領は、県内建設業界にＩＣＴ施工技術を普及・拡大させるための取組みの一環として、茨城県土木部がＩＣＴ活用促進工事「チャレンジいばらき（ＡＲ活用型）」（以下「ＡＲ活用型」という。）を発注等するにあたり、必要な事項を定めるものである。

「ＡＲ活用型」については、外注せずに受注者自らが実施することを前提とし、簡易なもので部分的な活用を認めるものとする。

これは、受注者の３次元データ作成の内製化への“はじめの１歩”を促すことで元請自身が成長することを目的とし、自由で柔軟な取り組みの拡大を促すためである。

（用語）

第２条 本実施要領におけるＡＲ（拡張現実）とは、現場にデジタル情報を重ね合わせ表示する技術として、タブレットなどのモバイル端末に、現実の作業風景とともに３次元設計図面等を重ねて表示することで、“現場の見える化”により立会確認等の効率化を期待するものとする。

（ＩＣＴ活用の施工プロセスとの関係）

第３条 「ＡＲ活用型」とは、以下に示す(1)～(4)に示す、いずれか１つ以上のプロセスにＡＲを活用することとする。

- (1) ３次元起工測量
- (2) ３次元設計データ作成
- (3) ＩＣＴ建設機械による施工
- (4) ３次元出来形管理等の施工管理
- (5) ３次元データの納品（オンライン電子納品の対象）

なお、施工プロセス(5)の電子納品については必須プロセスとし、原則として作成したＡＲ用データを含む工事成果物をオンライン電子納品することを基本とする。

（対象工事）

第４条 茨城県土木部が発注する工事のうち、受注者希望型として特記仕様書に記載し、契約後、受注者の希望に基づく協議により実施を決定することとする。それ以外の工事においても、契約後、受注者から「ＡＲ活用型」の申し入れがあった場合には、発注者は協議に前向きに応じることとする。

その活用に当たっては、ＡＲ技術が効果的と判断される工種に試行的かつ積極的に活用することとする。

（工種の例：土工、舗装、舗装修繕、管路、構造物、その他）

また、「AR活用型」は単独で実施することに加え、各「ICT活用促進工事」と併せて取り組むことについても可能とする。

（監督・検査）

第5条 発注者（監督員等）の立会時に受注者（元請自身）が操作しているAR技術を臨場（立会・段階確認・検査）することで、取組み状況を確認する。

なお、発注者の確認はミーティングソフトなどを利用した遠隔臨場も可能とする。

（ICT機器と費用）

第6条 「AR活用型」を実施するために必要となるICT機器やソフトウェアは受注者が用意するものとし、費用については、簡易な実施を想定していることから、積算基準における標準の経費に含まれるものとし、別途計上しないものとする。

（工事成績評定等）

第7条 「AR活用型」により生産性向上に向けた受注者の優れた取組について、工事成績評定において評価することができる。

附 則

この要領は、令和7年8月1日以降起工決議する工事から適用する。